

告示

埼玉県告示第千四百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク白岡上野田店

埼玉県白岡市上野田字南下原千三百五十九番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 工事中及び運営開始後は、一般車両及び歩行者の安全確保を優先すること。
また、路上駐車等、通行者の妨げになることは行わないこと。
- (2) 路上駐車等が発生させない対策を実施し、路上駐車等が発生した際には必要に応じて駐車場・駐輪場を増やすなど、路上待機が発生しないよう責任をもつて対処すること。
- (3) 駐車場の一台（小型乗用車の場合）当たりのスペースは、原則として五メートル×二・五メートル以上とすること。
- (4) 車椅子用駐車場（普通車の場合）を設ける場合は、原則として六メートル×三・五メートル以上とすること。
- (5) 駐輪場の一台当たりのスペースは、原則として一・九メートル×〇・六メートルとすること。
- (6) 商品の搬入や廃棄物の排出において、アイドリングストップを徹底すると共に、作業に伴う騒音・振動が近隣住民に不快感を与えないようにすること。
- (7) 早朝、深夜等の作業については必要最低限とし、苦情が発生した場合には、騒音等発生源の屋内化や配置の変更など騒音・振動の防止策を行うこと。
また、道路上での積み下ろし等の作業は絶対に行わないこと。
- (8) 場内外におけるアナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音について、埼玉県生活安全保全条例の規制を遵守すること。
- (9) 駐車場内において、来客者等のアイドリングストップを周知し、住宅に隣接している箇所については遮音壁の設置や前向き駐車等の配慮を図ること。
- (10) 騒音、振動を発生する設備機器を設置する場合は法令に基づく届出及び規制基準を遵守すること。

(11) 廃棄物等の適正な管理を行い、店舗周辺を含め悪臭やゴミの散乱がないように常に清潔な環境を保つこと。

(12) 白岡市環境基本条例に基づく事業者の責務を遵守すること。

二 縦覧期間

令和五年十二月二十二日から令和六年一月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根部地域振興センター